大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。以下同じ。）の普及宣伝に寄与する事業を実施する市町村を支援するため、予算の定めるところにより、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（対象団体）

第２条　補助金の交付対象となる団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く市町村とする。

（対象事業等）

第３条　補助金の対象となる事業は、市町村が実施する社会教育、福祉、文化その他公益の増進を目的とした新たな施設（ただし、会館、宿泊施設、会議場その他これらに準ずる施設を除く。）の整備に関する事業、又は新たな機能の付加を伴う既存の施設の改修に関する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、次に掲げるものは対象としない。

（１）国又は府の補助金の交付を受けて実施される事業

　（２）補助金を交付する年度内に完了する見込みのない事業

２　補助金の対象となる経費は、工事費及び工事と関連して実施する設計に係る委託費及び監理委託費とする。

（補助率）

第４条　補助率は、当該年度の総事業費から特定財源を控除した額の１０分の１０以内とする。

（補助金の交付の申請）

第５条　規則第４条の規定による申請は、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項の大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 補助対象事業に関する計画（様式第２号）
2. 普及宣伝に関する計画（様式第３号）

（経費配分の変更等）

第６条　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金変更承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助対象事業に係る経費の２０パーセント以内の変更とする。

３　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助対象事業の変更以外のもの又は補助金の交付額に影響を及ぼさない範囲のものとする。

４　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第７条　規則第12条の規定による報告は、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金事業実績報告書（様式第６号）を事業の完了した日の翌日から起算して３０日以内、もしくは当該会計年度の翌年度の４月20日までのうち、いずれか早い期日までに知事に提出することにより行わなければならない。

２　規則第12条の知事が定める書類は、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金事業実績調書（様式第７号）とする。

（補助金の交付）

第８条　補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第９条　規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数

　等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第１条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第２２条の規定に基づく国の財産処分の基準に準ずるものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

　附　則

（適用年度）

１　この要綱は、平成２３年度から適用する。